

信州健康ゼロエネ住宅助成金 Q & A

(令和6年5月23日)

【新築タイプ】

質問	回答	備考
1 店舗や事務所との併用住宅は、対象になりますか。	店舗併用住宅の場合は、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2未満のものが対象となります。	
2 県内に支店や営業所がある会社が請け負いますが、助成金の対象となりますか。	「県内に主たる事務所を置く者」とは、登記上の本店が県内にあることとしていますので、支店や営業所のみが県内にあっても対象とはなりません。	
3 最低基準等に適合することを示すにあたり、「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」を使用する場合、最新ver.を使用する必要がありますか。	最新のver.を使用してください。	
4 最低基準等に適合することを示すにあたり、『標準計算ルート』のほか、『簡易計算ルート【外皮面積を計算しない方法】』で評価することが可能です。 『簡易計算ルート【モデル住宅法】』や『簡易計算ルート【モデル住宅法】』で評価しても良いですか。	『標準計算ルート』のほか、『簡易計算ルート【外皮面積を計算しない方法】』で評価することが可能です。 『簡易計算ルート【モデル住宅法】』や『仕様ルート』では、外皮平均熱貫流率や一次エネルギー消費量の数値が確認できないため、本助成金の申請には使用することができません。	
5 別荘は助成対象になりますか。	別荘は対象外です。 居住確認報告時に住宅取得者が助成対象住宅に住所を移した住民票の提出が必要になります。	R6.5.23 更新
6 【フラット35】の金利の引下げを受けることはできますか。	【フラット35】地域連携型の金利の引下げを受けることが出来ます。住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型のページ https://www.flat35.com/loan/flat35_kosodate/index.html	
7 他の補助金と併用はできますか。	子育てエコホーム支援事業、地域型住宅グリーン化事業、戸建住宅ZEH化等支援事業など国が実施する事業や他の国庫補助事業との併用はできません。 ただし、要綱第8要領第6「知事が	R6.5.23 更新

		別に定める補助金等」に該当する場合は併用可能です。	
8	伝統技能の活用における左官仕上げの「その他のこて塗仕上げ」にはどういった仕上げ材料までが含まれますか。	左官仕上げの「その他」については、「こて塗仕上げ」とするものは対象となります。こて塗が確認できる書類を添付願います。	
9	伝統技能の活用における木製建具の見付面積とは、片面のみの面積でしょうか。	片面のみの面積となります。	
10	太陽光発電設備の設置工事を建物本体工事の工事請負者ではなく、別の県内事業者が同じタイミングで設置する場合は、基本項目すべてに該当する住宅として対象となりますか。	建築本体工事と太陽光設備設置工事を別契約としても対象となります。交付申請時にそれぞれの契約書の提出をお願いします。 また、実績報告時にはすべての工事の完了を確認します。	
11	交付申請時に必要な関係書類は、要綱別表第2に記載がありますが、基本項目及び選択項目の適合を証明するための添付書類を他に提出する必要がありますか。	適用する基準に応じて、適合を証明する書類の提出をお願いします。 (例:伝統技能項目の使用量がわかる拾い表、展開図、木拾い表 等)	
12	県産材について、新築タイプの基本項目では、仕上げ材 30 m ² とあり、リフォームタイプでは仕上げ用板材又は合板とありますが、新築タイプでは合板は対象外でよいでしょうか。	新築タイプについては仕上げ材のみ、リフォームタイプについては仕上げ材以外の部分も対象となります。 ただし、新築タイプであっても、仕上げとして合板表しとする場合は合板も対象となります。	
13	選択項目の県が定めるゼロエネルギー達成についてどのような資料をつければよいでしょうか。	知事が別に定めるゼロエネルギー判定シートに記入をし、申請時に提出願います。	
14	住宅に個人が費用を負担して太陽光発電設備を設置せずに、事業者負担で太陽光発電設備を設置する場合(屋根貸し・PPA事業等)は、基本項目9及び選択項目7の取り扱いはどうなりますか。	太陽光発電設備の設置に関しては、掛かり増し費用に対する助成のため、設置に際し個人が負担しない場合は、基本項目9及び選択項目7に該当しません。 また、費用を負担する場合であっても、設備自体に費用を負担しない場合は対象なりません。(工事費への負	R6.5.23 更新

		担等)													
15	枠組み壁工法による住宅は対象となりますか。	要件を満たすものは対象となります。													
16	住宅の新築工事にあたり工務店等との一括契約ではなく、専門工事業者と住宅所得者が直接契約をする方式を採用する場合は、助成金の対象となりますか。	<p>専門工事業者と直接契約をした場合であっても、「県内に主たる事務所を置く者が工事を請け負ったものであること」が確認できれば、助成金の対象となります。</p> <p>「工事内容」、「請負代金の額」、「県内に主たる事務所があることを確認できる記載」等を明示した専門工事業者ごとの契約書を提出いただくようお願いします。</p> <p>なお、工事施工者のうち 1 社が代表して申請手続きを実施することとし、代表事業者が手続き等に対して責任を負います。</p>													
17	伝統技能の活用で対象となる木製建具の種類は、例示されているもの以外は認められなのでしょうか。	県内に本店を置く建具業者が製作した木製建具であれば対象とします。													
18	取扱要領第 4 (2) に定める信州型ペレットストーブ又は一般財団法人日本燃焼機器検査協会の認定を受けた木質ペレットストーブについて、ほぼ全ての製品が既に製造終了しており入手できません。木質ペレットストーブの設置は(3)に適合する海外製品のみでしょうか。	<p>日本国内の製造者が製造する木質ペレットストーブで、以下の仕様に適合する場合は、取扱要領第 4 (2) と同等品として扱います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料</td> <td>製造者の推奨する木質ペレット(薪・ペレット兼用ストーブも可)</td> </tr> <tr> <td>暖房出力</td> <td>最大出力 2,000kcal/h 以上</td> </tr> <tr> <td>給排気方式</td> <td>密閉型(強制給排気式)、半密閉型(強制給排気式、強制排気式、自然通気式)</td> </tr> <tr> <td>燃料供給</td> <td>自動供給方式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他の機能は製造者の仕様によるほか、関係法令に適合すること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	仕様	燃料	製造者の推奨する木質ペレット(薪・ペレット兼用ストーブも可)	暖房出力	最大出力 2,000kcal/h 以上	給排気方式	密閉型(強制給排気式)、半密閉型(強制給排気式、強制排気式、自然通気式)	燃料供給	自動供給方式	その他	その他の機能は製造者の仕様によるほか、関係法令に適合すること	
項目	仕様														
燃料	製造者の推奨する木質ペレット(薪・ペレット兼用ストーブも可)														
暖房出力	最大出力 2,000kcal/h 以上														
給排気方式	密閉型(強制給排気式)、半密閉型(強制給排気式、強制排気式、自然通気式)														
燃料供給	自動供給方式														
その他	その他の機能は製造者の仕様によるほか、関係法令に適合すること														
19	本体工事とは別に、太陽光発電設備のみ県外本店の業者と契約をする場合、助成対象となりますか。	助成対象としますが、助成金額は太陽光発電設備を設置しない場合の金額となります。(基本項目 9 及び選択項目 7 に該当しない。)													

【リフォームタイプ】

質問	回答	備考
1 店舗や事務所との併用住宅は、対象になりますか。	店舗併用住宅の場合は、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 1/2 未満のものが対象となります。	
2 県内に支店や営業所がある会社が請け負いますが、助成金の対象となりますか。	要綱第 15 「県内に主たる事務所を置く者」とは、登記上の本店が県内にあることとしていますので、支店や営業所のみが県内にあっても対象とはなりません。	
3 他の補助金と併用はできますか。	原則、国が実施する事業や他の国庫補助事業との併用はできません。 ただし、要綱第 21 要領第 6 「知事が別に定める補助金等」に該当する場合や一定の条件を満たす場合は併用ができる場合があります。	
4 別荘は助成対象になりますか。	別荘は対象外です。 居住確認報告時に、助成対象住宅に住宅取得者の入居又は住宅所有者の居住が確認できる住民票の提出が必要になります。	R6.5.23 更新
5 リフォームの対象室に新たに窓等の開口部を設ける場合は、どのような取扱いになりますか。	当該開口部の断熱性能は、告示基準を満たす必要があります。(告示基準:要領第 9) また、当該開口部の設置工事は「外気等に接するすべての建具の断熱性能を向上させる工事」として助成対象になります。 なお、当該開口部以外の既存の開口部や壁、床等のリフォーム工事が助成要件を満たしていることが前提となります。	R6.5.23 更新
6 基本額対象室として寝室を選択する場合で、住宅に寝室が複数ある場合は、すべての寝室の断熱性能を向上させる必要がありますか。	寝室が複数ある場合であっても、いずれか 1 室の断熱性能を向上させることで助成対象になります。 複数の寝室の断熱性能を向上させる場合は、1 室を基本額対象室とし、その他の室を加算額対象として申請してください。	
7 要綱第 17 別表第 5 対象	必要な内法寸法が確保されていない	

	<p>工事⑥の「便所又は浴室を拡大し十分な面積を確保する工事」は、必要な内法寸法が既に確保されている便所又は浴室のリフォームも加算対象になりますか。</p> <p>(必要な内法寸法:要領第13に定める寸法)</p>	<p>便所又は浴室とその周辺を改修して、新たに必要な内法寸法を確保することとなる工事が加算対象となります。</p> <p>また、既存部分の便所又は浴室では必要な内法寸法が確保されていない場合における増築工事で、増築部分に必要な内法寸法を確保した便所又は浴室を設ける場合も加算対象となります。</p>	
8	既存部分の改修を行わない増築工事も助成対象になりますか。	既存部分の断熱性能が低い浴室及び脱衣室又は寝室に代わる室を増築部分に設置する工事は、助成対象工事（断熱性能を向上させる工事）として取り扱います。	
9	既存部分の改修にあわせて増築する場合は、増築部分も加算対象になりますか。	増築部分も含めて、助成対象工事として取り扱います。	
10	離れの工事は助成対象になりますか。（離れ：建築基準法上、母屋と同一敷地内にあると判断される、住宅の一部分）	離れの工事も助成対象になります。	
11	リフォーム工事はいつから着手できますか。	工事着手の14日前までに交付申請をすることが必要です。交付決定後であれば、14日を待たずに工事着手は可能です。	
12	<p>断熱性能を向上させる工事として助成対象となる「外気等に接する壁、床、天井又は屋根」とは、基準省令※第1条第1項第2号イ(1)で定める外皮と同じ考え方でしょうか。</p> <p>※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日付け経済産業省令・国土交通省令第1号）</p>	<p>基準省令で定める外皮の部分を指します。</p> <p>ただし、対象となる空間を断熱材等で包み込む場合は、外皮に該当しない部分を含めて助成対象とすることができます。</p> <p>（外皮と同じ基準値とする必要があります。）</p>	

13	交付申請書に添付する工事見積書の写しは、見積書の一式全てを提出する必要がありますか。	見積書の鑑と総工事費が分かる部分及び当該工事に係る部分を提出してください。	
14	自分で自分の家のリフォーム工事を行う場合(DIY等)は、助成の対象になりますか。	対象となりません。	
15	県産木材を使用する場合、仕上げ用板材と合板の両方を使用した場合はどうなりますか。	合計の使用量で助成単価:2,000円/m ² により助成額を算出します。	
16	助成対象工事の10m ² 以上を断熱改修する工事は、基本額対象室のみで10m ² 以上を断熱改修する必要がありますか。	「浴室と脱衣室」又は「寝室」のどちらか一方の室で外気等に接する壁・床・天井・屋根の10m ² 以上を断熱改修する工事が対象となります。(「浴室と脱衣室」と「寝室」の合計ではありません。)	
17	交付申請時に必要な関係書類は、要綱別表第6に記載がありますが、基準への適合等を証明するための添付書類を他に提出する必要がありますか。	適用する基準に応じて、適合等を証明する書類の提出をお願いします。 (例:伝統技能項目の使用量がわかる拾い表、展開図、木拾い表 等)	
18	<u>窓の改修とありますが、窓に玄関ドアや掃き出しサッシ、勝手口は含まれますか。</u>	<u>玄関ドアや勝手口は含まれません。</u> <u>掃き出し窓は窓に含まれます。</u>	R6.5.23削除
19	伝統技能の活用に関して、畳の表替えや木製建具の建付け直しは対象となりますか。	畳の表替えや建具の建付け直しのような維持管理上の修繕は対象となりません。	
20	伝統技能の活用で対象となる木製建具の種類は、例示されているもの以外は認められないのでしょうか。	県内に本店を置く建具業者が製作した木製建具であれば対象とします。	
21	【フラット35】の金利	【フラット35】地域連携型の金利	

	<p>の引下げを受けることはできますか。</p>	<p>の引下げを受けることが出来ます。住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型のページ https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html</p>													
22	<p>取扱要領第4(2)に定める信州型ペレットストーブ又は一般財団法人日本燃焼機器検査協会の認定を受けた木質ペレットストーブについて、ほぼ全ての製品が既に製造終了しており入手できません。木質ペレットストーブの設置は(3)に適合する海外製品のみでしょうか。</p>	<p>日本国内の製造者が製造する木質ペレットストーブで、以下の仕様に適合する場合は、取扱要領第4(2)と同等品として扱います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料</td><td>製造者の推奨する木質ペレット(薪・ペレット兼用ストーブも可)</td></tr> <tr> <td>暖房出力</td><td>最大出力 2,000kcal/h 以上</td></tr> <tr> <td>給排気方式</td><td>密閉型(強制給排気式)、半密閉型(強制給排気式、強制排気式、自然通気式)</td></tr> <tr> <td>燃料供給</td><td>自動供給方式</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>その他の機能は製造者の仕様によるほか、関係法令に適合するものであること</td></tr> </tbody> </table>	項目	仕様	燃料	製造者の推奨する木質ペレット(薪・ペレット兼用ストーブも可)	暖房出力	最大出力 2,000kcal/h 以上	給排気方式	密閉型(強制給排気式)、半密閉型(強制給排気式、強制排気式、自然通気式)	燃料供給	自動供給方式	その他	その他の機能は製造者の仕様によるほか、関係法令に適合するものであること	
項目	仕様														
燃料	製造者の推奨する木質ペレット(薪・ペレット兼用ストーブも可)														
暖房出力	最大出力 2,000kcal/h 以上														
給排気方式	密閉型(強制給排気式)、半密閉型(強制給排気式、強制排気式、自然通気式)														
燃料供給	自動供給方式														
その他	その他の機能は製造者の仕様によるほか、関係法令に適合するものであること														

※Q&A内の用語の整理

- ・要綱：信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱
- ・要領：信州健康ゼロエネ住宅助成金交付取扱要領

更新履歴

令和5年4月3日

令和5年6月21日

令和5年11月7日

令和6年5月23日